

理由

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関稅定率法施行令及び関稅暫定措置法施行令の規定を整備するほか、関稅割当制度の適用物品に係る関稅割当數量の改定の措置を講ずる必要があるからである。